

昭島市民図書館雑誌等廃棄基準

(目的)

- 1 この基準は昭島市民図書館における雑誌等の廃棄の基準を定める。

(雑誌等の定義)

- 2 この基準でいう雑誌等とは、雑誌、視聴覚資料、新聞その他の資料をいう。地域資料は含まない。

(雑誌の保存期間)

- 3 雑誌の保存期間は2年間とする。

(雑誌の廃棄)

- 4 前項の保存期間を経過した雑誌は原則として廃棄する。

(視聴覚資料の廃棄)

- 5 視聴覚資料は原則として使用年限10年をもって廃棄する。

ただし、雑音、きず等のあるもの、歌詞カードや付属品が紛失した資料については随時廃棄する。

(新聞の廃棄)

- 6 新聞は保存期間を1年とし、保存期間を過ぎたものを廃棄する。

(その他の資料の廃棄)

7 その他の資料の廃棄については昭島市民図書館図書廃棄基準に準ずる。

この基準は、平成30年4月1日から適用する。

令和3年4月1日一部改訂